

○既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止対策の推進について

(昭六三・六・三〇)
住指発二二三〇)

建設省住宅局建築指導課長から特定行政
庁建築主務部長宛

吸音、耐火等を目的として建築物に吹き付けられたアスベストについては、劣化や処理作業等に伴い、アスベスト繊維が飛散するおそれがあり、吹付けアスベストの飛散防止処理作業の実施に当たっては、作業環境等に十分配慮することが必要である。

民間建築物における吹付けアスベストに関する調査及び指導については、本年一月二五日付けで貴職あて通知したところであるが、今般、建設省において、吹付けアスベスト対策の適切な実施を図るため、(財)日本建築センターの協力を得て、既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止についての適切な処理技術に関する指針を策定したところである。貴職あて別途本指針を送付するので、吹付けアスベスト対策の指導に当たっての参考とされたい。

また、民間建築物の吹付けアスベスト対策については、建築基準法第一二条第一項及び第二項に基づく特殊建築物、昇降機及び建築設備に関する定期調査・定期検査等を活用し、その指導に努められたい。

なお、本指針は、環境庁、厚生省及び労働省よりそれぞれ地方公共団体の環境部局及び厚生部局並びに都道府県労働基準局あて送付されることとなっているので、関係部局との緊密な連携を図りつつ、吹付けアスベスト対策の適切な指導に努められたい。

○既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理に関する適切な工事計画の作成及び施工について

(昭六三・六・三〇)
住指発二二三一)

建設省住宅局建築指導課長から建築関係
団体の長宛

吸音、耐火等を目的として建築物に吹き付けられたアスベストについては、劣化や処理作業等に伴い、アスベスト繊維が飛散するおそれがあり、吹付けアスベストの飛散防止処理作業の実施に当たっては、作業環境等に十分配慮することが必要である。

今般、建設省においては、吹付けアスベスト対策の適切な実施を図るため、(財)日本建築センターの協力を得て、吹付けアスベスト粉じん飛散防止についての適切な処理に関する技術指針を策定したところである。貴団体あて別途本指針を送付するので、既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理の工事計画の作成及び施工に活用されたい。

また、この旨、貴団体傘下の各会員に対しても周知徹底されるようお願いする。

○「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん防止処理技術指針・同解説」の送付について

(昭六三・六・三〇)
住指発二二三二)

建設省住宅局建築指導課長から環境庁大
気保全局大気規制課長・厚生省生活衛生
局企画課長・労働省労働基準局安全衛生
部化学物質調査課長宛

建築物に吹き付けられたアスベストに対する飛散防止処理工事の実施に当たっては、作業環境等への配慮がなされた工事計画と施工管理が必要である。このため、建設省では、(財)日本建築センターの協力を得て「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」を策定したところである。貴職あて別途これを送付するので、吹付けアスベストに関する所管行政の推進に当たって御活用いただきたい。